

第65回（令和6年度第2回）
大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

令和6年11月11日(月)
トキハ会館 5階 ローズの間

第65回（令和6年度第2回）大分県事業評価監視委員会 次第

日時：令和6年11月11日（月） 10時00分～13時30分

場所：トキハ会館 5階 ローズの間

1. 開会の辞 10:00～
- (1) 土木建築部長 挨拶
- (2) 委員長 挨拶

2. 対象事業説明

番号	事業課	事業区分	事業名	路河川名等	場所	評価内容	時間
1	道路建設課	交付金	道路改築事業	(一) 色宮港木立線 浦代浦～木立工区	佐伯市米水津大字浦代 浦～佐伯市大字木立	再	(25分)
2	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道197号 大志生木拡幅	大分市大字志生木 ～大分市大字大平	再	(25分)
3	砂防課	交付金	地すべり対策事業	乙原地区	別府市乙原	再	(25分)
4	港湾課	交付金	海岸環境整備事業	国東港海岸 武蔵(藤本)地区	国東市武蔵町内田	事後	(25分)

《昼食休憩》

5	農地・農村 整備課	補助	防災重点農業用 ため池等整備事業	竹田南部地区	(白水ため池)竹田市大字次倉 (小野池)竹田市大字倉木	再	(25分)
---	--------------	----	---------------------	--------	--------------------------------	---	-------

3. 閉会の辞
- (1) 建設政策課長 挨拶
- (2) 閉会

資料目次

1. 総括表

(1) 対象事業総括表	P0-1 ~
(2) 対象事業位置図	P0-2 ~

2. 対象事業

(1) 道路建設課	再	道路改築事業	(一)色宮港木立線 浦代浦～木立工区	P1-1 ~
(2) 道路建設課	再	道路改築事業	国道197号 大志生木拡幅	P2-1 ~
(3) 砂防課	再	地すべり対策事業	乙原地区	P3-1 ~
(4) 港湾課	事後	海岸環境整備事業	国東港海岸 武蔵(藤本)地区	P4-1 ~
(5) 農地・農村 整備課	再	防災重点農業用 ため池等整備事業	竹田南部地区	P5-1 ~

第65回（令和6年度第2回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【再評価】土木建築部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度			事業費			増減率 (今回/前回)	B/C			R6迄			R7以降		事業計画概要	対応方針 (案)
								当初	前回	今回	当初	前回	今回		前回	今回	年	事業費	進捗率	年	事業費			
(1)	道路建設課	交付金	道路改築事業	(一)色宮港木立線 浦代浦～木立工区	佐伯市米水津大字浦代 浦～佐伯市大字木立	再評価 後5年	平成 29 年度	令和 8 年度	令和 10 年度	令和 12 年度	4,200	4,300	5,400	1.3	0.8	0.6	8年	786	15%	6年	4,614	延長 L=1,900m 幅員 W=6.0(8.0)m トンネルL=916m、橋梁1橋	継続	
(2)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道197号 大志生木拡幅	大分市大字志生木 ～大分市大字大平	再評価 後5年	平成 24 年度	令和 元 年度	令和 7 年度	令和 10 年度	3,430	4,000	4,700	1.2	1.4	1.2	13年	3,309	70%	4年	1,391	延長 L=1,650m 幅員 W=6.5(10.25)m W=6.5(12.5)m 橋梁2橋	継続	
(3)	砂防課	交付金	地すべり対策事業	乙原地区	別府市乙原	再評価 後5年	昭和 47 年度	平成 17 年度	令和 5 年度	令和 10 年度	2,712	3,674	3,890	1.1	3.5	5.8	53年	3,684	95%	4年	206	横ボーリング工L=31,070m 集水井工N=5基 抑止杭工L=11,200m アンカー工L=8,778.5m 等	継続	

【再評価】農林水産部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度			事業費			増減率 (今回/前回)	B/C			R6迄			R7以降		事業計画概要	対応方針 (案)
								当初	前回	今回	当初	前回	今回		前回	今回	年	事業費	進捗率	年	事業費			
(4)	農地・農村整備課	補助	防災重点農業用 ため池等整備事業	竹田南部地区	白木(白木ため池)竹田市大字次富 (小野池) 竹田市大字高木	大幅な 事業費 の増	平成 27 年度	令和 元 年度	令和 6 年度	令和 8 年度	950	950	1,400	1.5	4.6	4.5	10年	1,107	79%	2年	293	(小野池) 取水対策一式 白木ため池 取水施設改修工一式、 ため池埋砂撤去工 V=16.62m ³ 土留撤去工一式、 仮設工(工事用道路工、仮設切工等)	継続	

【事後評価】土木建築部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	採択年度	完成年度		変動	完了 後経過 年	評価年度		事業費(百万円)			最終の事業計画概要	対応方針 (案)
							当初	最終			事前	再	当初	最終	変動		
(5)	港湾課	交付金	海岸環境整備事業	国東港海岸 武蔵(藤本)地区	国東市武蔵町内田	平成 3 年度	平成 18 年度	令和 元 年度	13年	5年	平成 2 年度	平成 28 年度	3,463	4,335	1.25	護岸(改良)L=850m 離岸堤L=720m 飛沫防止帯L=200m	評価の 完了

第65回（令和6年度第2回）

大分県事業評価監視委員会 対象事業位置図



再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業		一般県道 <small>いろみやこうきたち</small> 色宮港木立線							
所在地・工区名		佐伯市米水津大字浦代浦～佐伯市大字木立 <small>よのうず うらしろうら</small> (浦代浦～木立工区) <small>きたち うらしろうら きたち</small>									
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> 区間の線形不良、幅員狭小、及び既設トンネル(浦代トンネル)の建築限界不足などの解消による安全性、走行性の向上を図る 水産業等の物流の効率化を図る 緊急輸送道路としての機能確保・向上を図る 									
再評価基準		大分県公共事業評価実施要領第2条(2)エ(再評価実施後、一定期間経過している事業) 土木建築部公共事業再評価実施要領第3条(4)(再評価実施後、更に5年目となる継続中の事業)									
未着工・未完了の理由		<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に新規事業評価を受け、平成29年度から測量設計等を実施している。 令和2年度より工事に着手し、事業を進めている。 									
事業採択年度		採択年度: 平成29年度 (2017)		着工年度: 令和2年度 (2020)							
事業実施予定期間		当初: 平成29年度～令和8年度 (2017) (2026)		変更: 平成29年度～令和12年度 (2017) (2030)							
事業の概要	全体事業概要	計画概要				【計画延長・幅員】 L=1,900m(現拡+バイパス)、W=6.0(8.0)m 【道路区分】 第3種第3級 【設計速度】 V=40km/h 【計画交通量】 4,200台/日 (R22) 【重要構造物】 第二浦代トンネル L=916m、橋梁1橋					
		当初計画		第1回変更(令和元年度) (2019)		第2回変更(令和6年度) (2024)					
		計画期間		平成29年度～令和8年度 (2017) (2026)		平成29年度～令和10年度 (2017) (2028)		平成29年度～令和12年度 (2017) (2030)			
		工種		数量		金額(百万円)		数量		金額(百万円)	
		道路工		1,000m		1,050		990m		770	
		橋梁工						1橋(15m)		50	
		トンネル工		840m		2,900		910m		3,100	
		測量試験費		1式		220		1式		320	
		用地補償費		1式		30		1式		60	
		計				4,200				4,300	
変更内容・理由		事業費の増 ・物価上昇やトンネル切羽への鏡吹付及び橋梁の杭基礎の追加によるもの 事業期間の延伸 ・筆界未定地に関する協議・調整によるもの									
事業進捗の状況		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末の事業進捗率は13%(事業費ベース) 令和5年度末の用地取得率は100%(面積ベース) 									
事業費の推移	事業年度		年度事業費 (百万円)	累計事業費 (百万円)	工種	進捗率%	摘要				
	全体		5,400								
	平成30年度まで (2018)		102	102	測量設計	1.9%					
	令和元年度 (2019)		95	197	測量設計	3.6%	第1回再評価				
	令和2年度 (2020)		79	276	測量設計・用地買収・改良工事	5.1%					
	令和3年度 (2021)		215	491	測量設計・用地買収・改良工事・橋梁工事	9.1%					
	令和4年度 (2022)		216	707	測量設計・用地買収・改良工事・橋梁工事	13.1%					
	令和5年度 (2023)		46	753	改良工事	13.9%					
	令和6年度 (2024)		33	786	改良工事	14.6%	第2回再評価				
	令和7年度 (2025)		52	838	改良工事	15.5%					
令和8年度 (2026)		80	918	改良工事	17.0%						
令和9年度以降 (2027)		4482	5400	改良工事・トンネル工事	100.0%						

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)		◇前回評価時から大幅な変更はない ・交通量の推移 前回評価(H27:交通量4,551台/日) 今回評価(R6:交通量4,152台/日)			
	地元情勢の変化		◆前回評価時から変更はない ・地元や佐伯市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている (毎年度)佐伯市→大分県議会(土木建築委員会)事業進捗要望 (毎年度)第二浦代トンネル期成会による事業進捗要望			
事業の必要性	必要性・緊急性		◆前回評価時から変更はない ・線形不良、幅員狭小、既設トンネルの建築限界不足によるすれ違い困難等により走行性、安全性が低い ・自転車等の通行時における危険性(H31トンネル内事故) ・浦代トンネル抗口の落石事故が1件発生			
	整備効果		◆前回評価時から変更はない ・道路利用者の安全性、走行性の向上 ・水産業等の物流の効率化 ・緊急輸送道路としての機能確保・向上			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比 (B/C)	社会的割引率	事業採択時	令和元年度 再評価時 (2019)	今回 再評価時
			4%	0.8	0.8	0.6
			2%※	-	-	0.9
			1%※	-	-	1.1
	費用便益の分析		前回:総費用C=33.47億円、総便益B=25.12億円⇒B/C=0.8 今回:総費用C=46.15億円、総便益B=27.89億円⇒B/C=0.6 ※総費用の増については、物価上昇や工種の追加によるもの。 ※総便益の増については、基準年の変更によるもの。 *本事業は、既設トンネルの建築限界不足解消を含む1次改築であることなどから、沿道状況、道路・交通の状況、事業内容等を考慮した結果、総合的な評価をしている。			
工法の妥当性		◇前回評価時から大幅な変更はない ・道路法、河川法、砂防法、各種構造令及びガイドライン(R6.3改正)に適合した工法を採用 ・最も経済的であるバイパス案を採用				
コスト縮減		◆前回評価時から変更はない ・建設発生土を盛土材に利用し、アスファルト・コンクリート、砕石は再生資材を利用				
環境等への配慮		◆前回評価時から変更はない ・切土や高盛土を極力避けると共に、トンネルを建設することで地形改変が最も少ない計画としている ・建設発生土は盛土材に利用するほか、他の公共事業及び自主避難場所整備箇所(佐伯市米水津)への流用調整を図る ・切土部、盛土部の法面には植生を行う計画としている。				
事業実施環境	事業の実効性		◆前回評価時から変更はない ・地元自治会から要望は強く、地元の協力体制は整っている ・第二浦代トンネル建設促進期成会をH16に設立し、H31.2を含め計15回要望書を提出 ・第二浦代トンネル建設促進期成会がH29.11に早期建設を求める署名を提出(米水津地区1,508名) ・現道は既設トンネルを含めて佐伯市へ旧道移管することで協議済			
	事業の成立性		◆前回評価時から変更はない ・緊急輸送道路(2次)に指定 ・おおいの道構想2015の第3次ネットワークに位置づけられている路線 ・道路法第29条に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合			
	事業の特殊性		-			
対応方針	対応方針案		・「継続」			
	理由		・地元からの要望は強く、事業実施により、緊急輸送道路として災害時の道路交通機能の確保、集落の安全な生活道路の確保、安全性・快適性の向上等の効果が得られることから、事業継続としたい。			

※比較のために参考とすべき値として設定した社会的割引率

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		道路改築事業 一般県道 色宮港木立線 浦代浦～木立工区			
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 平成29年度～令和63年度 (2017) (2081) (期間の内訳) 事業期間 平成29年度～令和13年度 (2017) (2031) 維持管理期間 令和14年度～令和63年度 (2032) (2081)	道路建設費	完成2車線	5,106,000		
	維持管理費	一般県道	359,000		
		合計	5,465,000	割引前の総費用	
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 令和14年度～令和63年度 (2032) (2081) (期間の内訳) 事業完了まで - 事業完了後 令和14年度～令和63年度 (2032) (2081)	走行時間短縮便益		6,574,000		
	走行費用短縮便益		1,095,000		
	交通事故減少便益		159,000		
	合計		7,828,000	割引前の総便益	
総費用額 (C)	4,615,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額 (B)	2,789,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比 (B/C)	2,789,000 / 4,615,000 = 0.60 ≒ 0.6				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・水産業等の物流の効率化 ・緊急輸送道路としての機能確保・向上					

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	交通容量不足及び幅員狭小の解消等による走行環境の改善（変更なし）
			路線現況	■	■	前回：平日交通量4,551台/日（H27） 今回：平日交通量4,152台/日（R6）
			道路幾何構造	■	■	道路幅員5.5～8.5m、歩道未設置で路肩幅0.0～0.5mの区間があり狭小（変更なし） 曲線半径20m（基準R>60m）、縦断勾配7%（基準i≤7%）（変更なし）
			緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	2次ネットワーク（変更なし）
			緊急を要する現状の課題	■	■	災害時集落が孤立化する恐れはない（迂回路の有）（変更なし） 迂回が必要な場合は、県道梶寄浦佐伯線を通行し、3km、7分の迂回が必要（変更なし）
			交通事故発生状況	■	■	前回：死傷事故が10件/（H19-H31.4） 今回：死傷事故が0件/（H31.5-R6.9）
			通学路の指定状況	□	□	-
			渋滞状況	□	□	-
			関連事業との進捗調整等	□	□	-
			○整備効果	事業実施により得られる効果	防災・減災対策に係る効果	■
交通安全対策に係る効果	■	■	線形不良箇所の解消、車道幅員の拡幅、幅広路肩の設置により死傷事故対策（変更なし）			
都市空間整備に係る効果	□	□	-			
ツーリズム支援に係る効果	■	■	主要な観光施設（鶴御崎、空の公園など）へのアクセスが改善（変更なし）			
ネットワーク整備に係る効果	■	■	旧佐伯市と旧米水津村を結ぶ広域ネットワークの整備により交流人口の増加（変更なし）			
小規模集落対策に係る効果	□	□	-			
老朽化対策に係る効果等その他の効果	■	■	パイプスの整備により老朽化の著しい浦代トンネルの抜本的な改善（変更なし）			
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	前回：0.8 今回：0.6 事業費増による
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	■	■
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■	■	-
			コスト削減に向けた工程・工法の導入 地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用	□	□	建設発生土を盛土材に利用、コンクリート・砕石は再生資材を利用（変更なし）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮 周辺環境への配慮 周辺環境への配慮 景観への配慮 残土処理の状況 文化財の保護	周辺の自然環境への影響と負担軽減対策	■	■	切土、盛土による地形改変を最小限とし影響が小さい計画としている（変更なし）
			周辺の住環境への配慮	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、トンネル施工時は騒音・振動計を設置し観測を行う（変更なし）
			周辺の景観への配慮	■	■	切土・盛土による地形改変を極力抑え、法面部は植生を行い周辺景観との調和を図る（変更なし）
			残土処理の状況	■	■	切土量72,600m ³ の内、41,000m ³ は盛土に利用、残土量31,600m ³ は、佐伯土木管内の他の公共事業及び自主避難場所整備箇所（佐伯市米水津）へ流用（変更なし）
			文化財の保護	□	□	-
	事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■
市町村の協力体制			市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	佐伯市米水津振興局に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている（変更なし）
用地取得の難易度			地権者の同意、事業への理解の状況	■	■	第二浦代トンネル建設促進期成会がH29年1月に早期建設を求める署名を提出（米水津地区85% 1,508名） 木立側も説明会および個別説明を通じ、同意を得ている（変更なし）
法令等に基づく調整事項			法令等に基づく調整事項	■	■	土石流危険区域、保安林に係る調整事項（変更なし）
○事業の成立性		上位計画等との関連	都市計画	□	□	-
			おいたの道構想2015 地域防災計画・地域強靱化計画 その他（交安法指定道路、長寿命化計画など）	■	■	第3次ネットワーク（変更なし） 大分県地域強靱化計画・同アクションプランに位置付けあり（変更なし）
			事業の根拠法令・採択要件 事業の採択基準、適合状況	■	■	道路法第29条に基づき事業を実施（変更なし） 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし）
○事業の特殊性		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	-
			施工時期、期間の制限 技術的難易度	工事の実施時期・期間への制限 技術面からの事業の実現性	□	□

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業・一般国道197号 <small>おおしゅうきかくふく</small> 大志生木拡幅					
所在地・工区名		大分市大字志生木 <small>しゅうき</small> ～大分市大字大平 <small>おおひら</small>					
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> 歩道および自転車道設置による歩行者・自転車の安全性の向上 線形不良箇所改善、車道幅員の確保による走行環境の向上 大分市中心部と佐賀関地区とのアクセス改善による産業・観光等の支援 					
再評価基準		大分県公共事業評価実施要領第2条(2)エ(再評価実施後、一定期間経過している事業) 土木建築部公共事業再評価実施要領第3条(4)(再評価実施後、更に5年目となる継続中の事業)					
未着工・未完了の理由		平成31年に工事着手し、令和5年度末時点でL=590mを部分供用している。 残りの区間についても、令和5年度に用地取得が完了し、順次工事を進めている。					
事業採択年度		採択年度：平成24年度(2012)		着工年度：平成24年度(2012)			
事業実施予定期間		当初：平成24年度～令和元年度 (2012) (2019)		変更：平成24年度～令和10年度 (2012) (2028)			
事業の概要	計画概要	<p>【延長・幅員】 L=1,650m (うち、歩道のみ整備区間:L=1,200m、歩道+自転車道区間:L=450m) 歩道のみ整備区間:W=6.5(10.25)m、歩道+自転車道区間:W=6.5(12.5)m</p> <p>【構造規格】 第3種第2級</p> <p>【設計速度】 V=60km/h 【計画交通量】 9,400台/日(R12)</p> <p>【重要構造物】 橋梁2橋(仮)小志生木橋L=24m、(仮)江ノ脇橋L=31m</p>					
		当初計画		第2回変更(令和元年度) (2019)		第3回変更(令和6年度) (2024)	
	計画期間	平成24年度～令和元年度 (2012) (2019)		平成24年度～令和7年度 (2012) (2025)		平成24年度～令和10年度 (2012) (2028)	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	道路工	1,650m	1,485	1,650m	1,890	1,650m	2,450
	橋梁工	55m(2橋)	420	55m(2橋)	480	55m(2橋)	620
	測量試験費	1式	500	1式	500	1式	500
	用地補償費	1式	1,025	1式	1,130	1式	1,130
	計		3,430		4,000		4,700
	変更内容・理由	事業費の増 ・物価上昇及びウミガメ産卵場所の代替地確保等によるもの 事業期間の延伸 ・用地交渉の難航(3年)によるもの					
事業費の推移	事業進捗の状況	・令和5年度末の事業進捗率は62.7%(事業費ベース)であり、用地取得率は100%である。					
		事業年度	年度事業費 (百万円)	累計事業費 (百万円)	工種	進捗率%	摘要
	全体		4,700				
	平成30年度まで (2018)	1,097	1,097	測量設計、用地買収	23.3%		
	令和元年度 (2019)	333	1,430	用地買収、道路工事	30.4%	第2回再評価	
	令和2年度 (2020)	321	1,751	用地買収、道路工事	37.3%		
	令和3年度 (2021)	440	2,191	用地買収、道路工事	46.6%		
	令和4年度 (2022)	386	2,577	用地買収、道路工事	54.8%		
	令和5年度 (2023)	372	2,949	用地買収、道路工事	62.7%		
	令和6年度 (2024)	360	3,309	道路工事	70.4%	第3回再評価	
令和7年度 (2025)	400	3,709	道路工事、橋梁工事	78.9%			
令和8年度 (2026)	400	4,109	道路工事改良工事	87.4%			
令和9年度以降 (2027)	591	4,700	道路工事、橋梁工事、橋梁撤去	100.0%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)		<p>◇前回評価時から大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県地区には国道九四フェリー発着場という物流の結節点、関アジ、関サブランドに代表される漁業、日豊海岸国定公園に選定される自然景観、道の駅、海水浴場などの観光地といった特長を有し、これらの交流を支える重要な路線である。 ・国道九四フェリーの旅客人員は10年間で約1.2倍増加(H19:44万人、H29:52万人、令和5年58万人)。令和元年12月には新ターミナルがオープンされ、今後も利用者の増加が見込まれ、物流等で重要な路線に位置づけられている。 			
	地元情勢の変化		<p>◆前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元や沿線自治体からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 H12 事業着手要望 大志生木連合区及び大分市議2名 H18.1 事業着手要望 大志生木国道整備促進期成会 期成会はH12.7に発足 			
事業の必要性	必要性・緊急性		<p>◇前回評価時から大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道が未整備で路肩も狭小のため、歩行者および自転車の通行に危険な状況である。 ・海岸線に沿った道路線形のため線形不良箇所があり、道路幅員が狭い区間もあり大型車のすれ違いに支障が生じている。 ・緊急輸送道路1次ネットワーク、最優先啓開ルート(ステップⅠ)の該当路線であるが、現況では災害時の救援、救命活動の阻害が懸念される。 ・事業区間の死傷事故件数は12件/5年(H25~29)から11件/5年(H30~R4)と減少傾向にあるが、死亡事故(1件)も発生しており、早急な対策が必要である。 			
	整備効果		<p>◆前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道、自転車道の整備により歩行者、自転車の安全な通行空間の確保を図る。 ・線形不良箇所の改善、車道幅員の確保による走行環境の改善を図る。 ・大分市中心部と佐賀県地区とのアクセス改善による産業・観光等の支援。 ・災害時の救援、救命活動の輸送などの緊急輸送道路としての機能向上。 ・本区間の前後が改良済みであるため、本区間も同規格まであげることで走行の快適性及び連続性を図る。 			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比 (B/C)	社会的割引率	事業採択時	R元 再評価時	今回(R6) 再評価時
			4%	1.5	1.4	1.2
			2%※	-	-	1.7
	1%※	-	-	2.1		
費用便益の分析		<p>前回:総費用C=3,916百万円、総便益B=5,511百万円 ⇒ B/C=1.4 今回:総費用C=5,325百万円、総便益B=6,250百万円 ⇒ B/C=1.2</p>				
工法の妥当性		<p>◆前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路構造については道路構造令を満足するものとなっている。 ・現道拡幅案、海岸埋立案、旧軌道敷案の複数案との比較検討により現ルートを選定している。 				
コスト削減		<p>◆前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各構造物に関して工法比較を行い、最も最適な工法を採用している。 ・アスファルトコンクリート、砕石は再生材を利用 				
環境等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・アカウミガメ(絶滅危惧ⅠB類)の産卵が確認されたが、有識者より「砂浜の大部分が残るため、ウミガメへの影響は小さい」との回答を得ているが、産卵場所の確実な確保のため、養浜を実施し代替産卵場所を確保。 また、職員による産卵環境(砂浜)のモニタリングを行う。 ・仮締切、汚濁防止膜を設置することで濁水の発生を低減する計画としている。 ・土工部は植生を行い、大分市景観計画に配慮した周辺環境との調和を図る。 ・海岸の埋立による盛土量は多いが、他工事から発生土の流用を計画している。 ・低騒音・低振動対策の建設機械の使用により、生活環境に配慮する。 				
事業実施環境	事業の実効性		<p>◇前回評価時から大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H12事業着手要望(大志生木連合区及び大分市議2名)、H18には大志生木国道整備促進期成会から要望(期成会H12.7.23発足) ・大分市としても、大分県土木建築委員会への市町村要望として毎年要望されており、協力体制は整っている。 ・事業に対する地権者、地域住民の同意が得られている。 ・用地取得率は面積ベースで100%(R5.3末時点) 			
	事業の成立性		<p>◇前回評価時から大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路1次ネットワークに該当 ・『おいだの道構想2015~改訂~』の最優先啓開ルート(ステップⅠ)に該当 ・法指定通学路(3号)に一部該当 ・自転車走行空間ネットワークに指定されており、重要性が高い路線に位置づけられている。(大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画) ・道路法第29条に基づき、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業を実施 ・防災・安全交付金事業の交付要綱に基づき事業を実施 			
	事業の特殊性		<p>◆前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の施工時期は非出水期での施工となる。 ・海岸部での橋梁等鉄筋構造物施工時には塩害対策が必要である。 			
対応方針	対応方針案		・「継続」			
	理由		・以上のとおり事業の必要性が認められ、地元要望も強く協力体制が整っていることから、事業継続としたい。			

※比較のために参考とすべき値として設定した社会的割引率

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		道路改築事業 一般国道197号 大志生木拡幅			
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 平成24年度～令和56年度 (2012) (2074) (期間の内訳) 事業期間 平成24年度～令和10年度 (2012) (2028) 維持管理期間 令和7年度～令和56年度 (2025) (2074)	道路建設費	完成2車線	4,552,000	(残事業 1,381,000)	
	維持管理費	補助国道	506,000	(残事業 222,000)	
					(残事業 1,603,000)
		合 計		5,058,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 R07～R56 (2025) (2074) (期間の内訳) 部分供用①完了後 令和7年度～令和10年度 (2025) (2028) 事業完了後 令和11年度～令和56年度 (2029) (2074)	走行時間短縮便益		13,846,000	(残事業 6,658,000)	
	走行経費減少便益		582,000	(残事業 241,000)	
	交通事故減少便益		21,000	(残事業 15,000)	
					(残事業 6,914,000)
	合 計		14,449,000	割引前の総便益	
総費用額 (C)	5,325,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業)			
総便益額 (B)	6,250,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業)			
費用便益 比率 (B/C)	6,250,000 / 5,325,000 = 1.17 ≒ 1.2				
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・大分市街地と旧佐賀関町とのアクセス改善による産業、観光等の支援 ・歩行・自転車空間の確保による交通安全性の向上					

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

国道197号大志生木拡幅 R6再評価

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	線形不良箇所改善、車道幅員の確保に伴う走行環境の改善（変更なし） 歩行者、自転車の通行空間の確保による安全性の向上（変更なし）
			路線現況	■	■	前回：平日交通量9,126台/日（H27センサス）、歩行者38人/12h、自転車73台/12h（H23調査） 今回：平日交通量9,749台/日（R3センサス）
			道路幾何構造	■	■	道路幅員：5.5m、歩道未設置と狭小（変更なし） 曲線半径：R<60m（4箇所）（変更なし）
			緊急を要する現状の課題	■	■	緊急輸送道路1次ネットワークに指定（変更なし） 最優先啓開ルート【ステップ1】に指定（変更なし）
			集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	■	■	県道木田神崎線-広域農道関白津線-国道217号を通行し、26kmの迂回が必要（変更なし）
			交通事故発生状況	■	■	前回：死傷事故件数：12件/5年発生（H25-H29） 今回：死傷事故件数：11件/5年発生（H30-R4）
			通学路の指定状況	■	■	神崎小中学校の通学路に指定（変更なし）
			渋滞状況	□	□	—
	○整備効果	事業実施により得られる効果	防災・減災対策に係る効果	■	■	緊急輸送道路、最優先啓開ルートの整備による防災機能向上（変更なし）
			交通安全対策に係る効果	■	■	車道幅員の拡幅、歩道の設置により交通事故対策、通学路の安全確保（変更なし）
			都市空間整備に係る効果	□	□	—
			ツーリズム支援に係る効果	■	■	道の駅さがのせき、大志生木海水浴場、佐賀関港を結び、大分市東部のツーリズムに寄与（変更なし）
			ネットワーク整備に係る効果	■	■	大分市中心部と旧佐賀関町とのアクセス改善による産業・観光等の支援（変更なし）
			小規模集落対策に係る効果 老朽化対策に係る効果等その他の効果	□	□	—
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	前回：1.4 今回：1.2
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	関係法令や技術基準等への適合状況 事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	各種構造物に関して工法比較を行い、最も経済的な工法を採用（変更なし）
			地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	他工事の建設発生土を盛土材に利用、アスファルトコンクリート・砕石は再生資材を利用（変更なし）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮 周辺の住環境への配慮 景観への配慮 残土処理の状況 文化財の保護	周辺自然環境への影響と負担軽減対策	■	■	仮締切や汚濁防止膜を設置することで、濁水の発生を低減する計画としている。（変更なし） ウミガメ産卵場所の代替地を設置している。
			周辺の住環境への配慮	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用する（変更なし）
			景観への配慮	■	■	土工部は極力植生を行い、大分市景観計画に基づき、周辺環境との調和を図る（変更なし）
残土処理の状況			■	■	海岸部の埋立てのため、盛土量は多いが、他の公共工事からの流用を計画している。（変更なし）	
文化財の保護			■	■	周知遺跡ではなく、分布調査においても特に問題ない（変更なし）	
事業 実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制 市町村の協力体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	H12事業着手要望（大志生木連合区及び大分市議2名）、H18には大志生木国道整備促進期成会から要望（期成会H12.7.23発足）（変更なし）
			市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	地元説明会に大分市も同席しており、協力的である（変更なし）
			地権者の同意、事業への理解の状況	■	■	地元説明会で事業の理解が得られており、協力的である（変更なし）
			法令等に基づく調整事項	■	■	公有水面埋立法、河川法、交差点協議等について関係機関と調整（変更なし）
	○事業の成立性	上位計画等との関連 事業の根拠法令・採択要件 他事業との関連	都市計画	□	□	—
			おおいの道構想2015～改訂～	■	■	2. まちの魅力を高め活力ある地域づくりを支える道路整備（変更なし）
			地域防災計画・地域強靱化計画	■	■	大規模災害時の緊急輸送路（大分市地域防災計画）（変更なし）
			その他（交安法指定道路、長寿命化計画など）	■	■	法指定通学路（3号）に一部該当（変更なし）
			事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	道路法第29条に基づき事業を実施（変更なし）
	事業の採択基準、適合状況	■	■	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準要件に適合（変更なし）		
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限 技術的難易度	工事の実施時期・期間への制限	■	■	橋梁の施工時期は非出水期となる。（変更なし）	
		技術面からの事業の実現性	■	■	海岸部のため、橋梁等鉄筋構造物施工時は塩害対策が必要となる（変更なし）	

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		地すべり対策事業		おとぼる 乙原地区				
所在地・工区名		別府市おとぼる 乙原						
事業の目的		・梅雨時期に度々地すべり性の災害が発生してきたことから、昭和47年(1972)から地すべり対策事業を開始している。当地区は、温泉変質作用により脆弱となった破壊帯が多く分布しており、地すべりの発生しやすい地域である。このため、地すべり防止施設を施工し人家、県道、市道、遊園地(ラクテンチ)等を保全するものである。保全対象も非常に多く地すべり対策の必要性は高い。						
再評価基準		大分県公共事業評価実施要領第2条(2)エ(再評価実施後、一定期間が経過している事業) 土木建築部公共事業再評価実施要領第3条(4)(再評価実施後、更に5年目となる継続中又は未着工の事業(一部供用の事業を含む。))						
未着工・未完了の理由		A-Eブロックにおいて、抑制工である横ボーリング工を行っていたが、十分な効果(地下水位の十分な低下)が得られなかったため、横ボーリングの追加が必要となった。						
事業採択年度		採択年度： 昭和47年度(1972年)		着工年度： 昭和47年度(1972年)				
事業実施予定期間		昭和47年度～平成17年度 当初： (1972年)～(2005年)		昭和47年度～令和10年度 変更： (1972年)～(2028年)				
事業の概要	計画概要		・横ボーリング工L=31,070m、集水井工N=5基、抑止杭工L=11,200m、アンカー工L=8,778.5m 等					
			当初計画		第4回変更(令和元年) (2019)		第5回変更(令和6年) (2024)	
	計画期間	昭和47年度～平成17年度 (1972年)～(2005年)		昭和47年度～令和5年度 (1972年)～(2023年)		昭和47年度～令和10年度 (1972年)～(2028年)		
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	
	横ボーリング工	12,000m	260	28,430m	622	31,070m	698	
	集水井工	3基	90	5基	150	5基	150	
	抑止杭工	11,200m	1,552	11,200m	1,552	11,200m	1,552	
	アンカー工	8,200m	320	8,778.5m	442	8,778.5m	442	
	かごマット工	160m	40	260m	70	260m	70	
	測量試験費	1式	350	1式	728	1式	868	
	用地補償費	1式	100	1式	110	1式	110	
	計		2,712		3,674		3,890	
	変更内容・理由		【事業費の増額】 ・A-Eブロックの横ボーリング工の追加によるもの ・横ボーリング工の調査・設計及びA-Eブロックの観測、効果判定調査によるもの 【事業期間の延伸】 ・施工量(横ボーリング工)の増と工事用道路の設置等によるもの					
	事業進捗の状況		・地すべりブロックの数が非常に多かったが、令和6年度時点で、残す対策必要箇所はA-Eブロックのみとなっている。 ・A-Eブロックにおいて、今後横ボーリング工を追加施工し、令和10年度には完成予定である。					
事業費の推移	事業年度	年度事業費 (百万円)	累計事業費 (百万円)	工種 抑止工	工種 抑制工	測量試験	進捗率%	摘要
	全体	3,890						
	令和元年度まで (2019)	3,354	3,354			調査・観測等	86.2%	第4回再評価
	令和2年度 (2020)	77	3,431	植生工		調査・観測	88.2%	
	令和3年度 (2021)	32	3,463	植生工		調査・観測等	89.0%	
	令和4年度 (2022)	104	3,567		集水井工	調査・観測	91.7%	
	令和5年度 (2023)	107	3,674		集水井工	調査・観測	94.4%	
	令和6年度 (2024)	10	3,684			調査・観測等	94.7%	第5回再評価
	令和7年度 (2025)	57	3,741		横ボーリング工	調査・観測	96.2%	
	令和8年度 (2026)	56	3,797		横ボーリング工	調査・観測	97.6%	
	令和9年度 (2027)	79	3,876		横ボーリング工	調査・観測	99.6%	
	令和10年度 (2028)	14	3,890			調査・観測	100.0%	

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化		◇前回評価時から大幅な変更はない。 ・地すべり被害想定区域内の人家2,601戸、県道1,845m、市道29,599m、遊園地(ラクテンチ)等を保全し、公共サービスや生活環境が守られる(R6.4時点)。			
	地元情勢の変化		◇前回評価時から変更はない。 ・土砂災害対策であるため、地元住民及び関係者との調整、合意形成は済んでいる。			
事業の必要性	必要性・緊急性		◇前回評価時から変更はない。 ・地すべり区域内には、計32ブロックが存在しており、いずれのブロックもブロック内及び直下に人家、道路、観光地や温泉施設など重要な保全対象が存在する。 ・A-Eブロックの水位が十分低下しておらず対策工の効果が不足しており、今後地すべりの活発化が懸念されることから、早急な対策が必要である。			
	整備効果		◇前回評価時から大幅な変更はない。 ・地すべり被害想定区域の人家2,601戸、県道1,845m、市道29,599m、遊園地(ラクテンチ)等を保全し、地域住民の生活環境が守られる(R6.4時点)。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	社会的割引率	事業採択時	R1 再評価時	今回 再評価時
			4%	—	3.5	5.8
			2%※	—	—	6.5
	1%※	—	—	7.1		
	費用便益の分析		・横ボーリング工の追加等により費用(C)が増加しているが、費用便益分析マニュアルの改正等により便益(B)も増加しており、結果的にB/C自体増加している。 前回:総費用C=14,338百万円、総便益B=49,483百万円 ⇒ B/C=3.5 今回:総費用C=22,349百万円、総便益B=130,447百万円 ⇒ B/C=5.8			
工法の妥当性		◇前回評価時から変更はない。 ・適用法令は地すべり等防止法、技術基準は県砂防技術基準(案)であり、適合した工法を採用している。 ・地形、地質、地すべり機構、保全対象等を勘案し、経済的な工法を選定。 ・集団移転が考えられるが、移転先・費用・社会的影響を考慮すると不可能である。				
コスト削減		◇前回評価時から変更はない。 ・高腐食環境下において、横ボーリング工の保孔管に腐食に強いステンレス素材を用いることで、長寿命化を図り維持管理コストの削減を図る。				
環境等への配慮		◇前回評価時から変更はない。 ・遊園地(ラクテンチ)や温泉地を保全することにより地域住民の生活環境が守られる。 ・地すべり区域内全体の植生の保全に努め、地すべりの抑制につなげている。 ・遊園地内での対策は、集水井工を完全に地中化することで、景観の保全に努めた。				
事業実施環境	事業の実効性		◇前回評価時から変更はない。 ・土砂災害対策である為、地元住民、関係者等との調整、合意形成済み。			
	事業の成立性		◇前回評価時から変更はない。 ・昭和34年(1959)4月7日 建設省告示第961号にて地すべり防止区域に指定済み。 ・平成3年(1991)9月19日 建設省告示第1662号にて地すべり防止区域に指定済み(追加指定)。 ・地すべり法第12条第1項に基づき、国土の保全と民生の安定に資する。			
	事業の特殊性		◇前回評価時から変更はない。 ・温泉地すべりでの対策については、高腐食環境下に耐えられる材料の選定が必要となる。			
対応方針	対応方針案		・「継続」			
	理由		・人家、県道、市道及び遊園地等の観光施設等の保全について、早急な安全確保の必要性があるため継続したい。			

※比較のために参考とすべき値として設定した社会的割引率

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名	地すべり対策事業 乙原地区			
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 S47～R60 (1972) (2048) (期間の内訳) 事業期間 S47～R10 (1972) (2028) 維持管理期間 R11～R60 (2029) (2048)	地すべり対策工		3,789,363	(用補・テスト含む)
	維持管理費		50,000	
		合 計		3,839,363
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 S47～R60 (1972) (2048) (期間の内訳) 事業完了後 R11～R60 (2029) (2048)	人家の被害軽減効果		59,494,000	(直接被害)
	事業所の被害軽減効果		7,352,000	(直接被害)
	耕地の被害軽減効果		2,000	(直接被害)
	道路の被害軽減効果		840,000	(直接被害)
	橋梁の被害軽減効果		4,000	(直接被害)
	公益事業施設等の被害軽減効果		666,000	(直接被害)
	公共土木施設等の被害軽減効果		32,693,000	(直接被害)
	人的被害		3,967,000	(直接被害)
	間接被害抑止効果		72,484,000	(間接被害)
		合 計		177,502,000
総費用額 (C)	22,349,687	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	130,447,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比(B/C)	130,447,000 / 22,349,687 = 5.83 ≒ 5.8 (少数第2位計算結果を表記した後に四捨五入して、1位表示する。)			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・特になし				
【便益額について】				
<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策の費用便益分析マニュアルの改正により、基本的に全項目が便益額が向上している。 (係数の上昇率: 人家の被害軽減効果は前回(R1)より3.5倍、事務所の被害軽減効果は前回(R1)より5.5倍 等) ・地すべり対策の費用便益分析マニュアルの改正により、遊園地(ラクテンチ)の便益算出上の扱いが「公益事業施設」から「事業所」に変更。「公益事業施設等」の被害軽減効果(便益額)は減少し、代わりに「事業所」の被害軽減効果(便益額)は増加している。 ・地すべり対策の費用便益分析マニュアルの改正により、便益算出対象の事業所の分類が増え、改めて対象地区の事業所の抽出を行い、事業所の被害軽減効果(便益額)が増加している。 				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

地すべり事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	想定される土砂災害、浸水被害に対して、人家2,601戸の住民の生命・財産を守る。	
			人的被害の状況	□	□	人的被害無し。(変更なし)	
			被災家屋の有無	■	■	昭和28年(1953)6月の梅雨前線に伴う豪雨により、人家被災。平成21年(2009)の台風にて、一ノ出地区に土砂が流出。	
			重要な公共的施設の被害実績の有無	■	■	平成28年(2016)、平成30年(2018)に温泉施設に土砂が流出。(変更なし)	
			災害時要援護者関連施設の被害実績の有無	□	□	なし。(変更なし)	
			避難実績の有無	□	□	なし。(変更なし)	
			地すべりの兆候の有無	■	■	地すべり末端部の崩壊の拡大。(変更なし)	
			観測機器による変動量	■	■	A-Eブロック パイプ歪計にて変動C(100μ/月以上)を観測、観測孔孔曲がり、地下水位の上昇あり。	
			近隣の被害、対策の状況	■	■	実施：A-Eブロック 抑制工(集水井工)(R4年度) B-Qブロック 法面保護工(長繊維混入補強土工) 予定：A-Eブロック 抑制工(横ボーリング工)	
			地盤の状況	■	■	熱水変質作用を受けた脆弱な地質、また破砕帯が多く分布している。(変更なし)	
	湧水の有無	■	■	斜面下部より湧水有。(変更なし)			
	植生の状況	■	■	人工林(杉)が中心で一部根曲がりが見られる。(変更なし)			
	○整備効果	事業実施により得られる効果	関連事業との進捗調整等	□	□	なし。(変更なし)	
			保全人家戸数	■	■	人家2,601戸。	
重要な公共的施設の有無と施設名			■	■	市道浜脇観海寺線、県道別府庄内線、朝見川、乙原川、別府市立別府西中学校、別府市立山の手小学校、別府市社会福祉会館、別府アリーナ、公民館7棟。(変更なし)		
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析。(B/C)等	費用便益分析。(B/C)	■	■	(前回)3.5→(今回)5.8	
			関係法令・技術基準等との適合	■	■	適用法令は地すべり等防止法、技術基準は県砂防技術基準(案)であり、適合した工法を採用している。(変更なし)	
	○工法の妥当性	複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案で検討がされている。	■	■	地形、地質、地すべり機構、保全対象等を勘案し、経済的な工法を選定。(変更なし)	
			コスト削減に向けた具体的施策	■	■	高腐食環境下において、横ボーリング工の保水管に腐食に強いステンレス素材を用いることで、長寿命化を図り維持管理コストの削減を図る。	
	○コスト削減	地域材、建設副産物の有効利用	近隣住宅への配慮	■	■	高腐食環境下において、横ボーリング工の保水管に腐食に強いステンレス素材を用いることで、長寿命化を図り維持管理コストの削減を図る。	
			地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用等	□	□	なし。(変更なし)	
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	自然環境への影響の程度	■	■	地すべり対策を行い、斜面を安定化させることにより、地すべり等による山地の荒廃化を防止し、植生の保全に努める。(変更なし)	
			周辺の住環境への配慮	■	■	低振動型、低騒音型機械の採用。(変更なし) 遊園地(ラクテンチ)・温泉地が近接しているため、施工位置・対策の種類の十分に考慮して選定。(変更なし)	
			景観への配慮	■	■	古来からの温泉郷としての景観を損なわないよう、対策工法に緑化を積極的に取り入れる。(変更なし)	
			残土処理の状況	■	■	対策工選定時に、発生土も考慮して対策工法を選定。建設発生土が発生した場合、他現場への流用を積極的に検討。(変更なし)	
			文化財の保護	□	□	なし。(変更なし)	
			文化財等の調査及び保護	□	□	なし。(変更なし)	
	事業の実効性	○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元の協力体制・要望	■	■	地元から事業実施の理解も得られている。(変更なし)
				市町村の協力体制	■	■	別府市から事業実施の理解も得られている。(変更なし)
用地取得の難易度				■	■	遊園地や温泉源に影響を与える可能性がある箇所については用地取得が困難であるため、抑制工(集水井、横ボーリング)を中心として対策工を実施。	
法令等に基づく調整事項				□	□	なし。(変更なし)	
○事業の成立性		上位計画等との関連	地域防災計画への記載	■	■	別府市地域防災計画 風水害・火山対策編。(平成31年3月)(変更なし)	
			土砂災害防止法に基づく区域指定	■	■	指定済。(大分県公示第545号(平成30年(2018)9月))(変更なし)	
			土砂災害ハザードマップ、危険箇所マップの公表	■	■	土砂災害ハザードマップ公表済。(別府市上原町・原町・乙原(令和元年(2019)5月))(変更なし) 洪水・土砂防災マップ公表済。(平成元年(1989)1月)(変更なし)	
			防災パトロール実施状況	■	■	地方自治体にて定期的に実施。(変更なし)	
			防災訓練等の活動状況	■	■	地方自治体にて定期的に実施。(H26年(2014)11月、H30年(2018)12月に実施)(変更なし)	
			事業実施に係る根拠法令・採択要件	■	■	地すべり法第12条第1項に基づき事業を実施。(変更なし) 国土の保全と民生の安定に資する。(変更なし)	
○事業の特殊性	他事業との関連	他事業との連携と効果	□	□	なし。(変更なし)		
		施工時期・期間の制限	■	■	制限なし。ただし、地すべり計器観測は梅雨期、台風期を含む出水期に実施。(変更なし)		
		技術的難易度	■	■	高腐食環境下において腐食に強い材料を採用する。温泉源に影響を与えない地すべり対策工法の検討が必要。(変更なし)		
		事業実施環境	■	■	高腐食環境下において腐食に強い材料を採用する。温泉源に影響を与えない地すべり対策工法の検討が必要。(変更なし)		

* 評価項目。(小項目細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

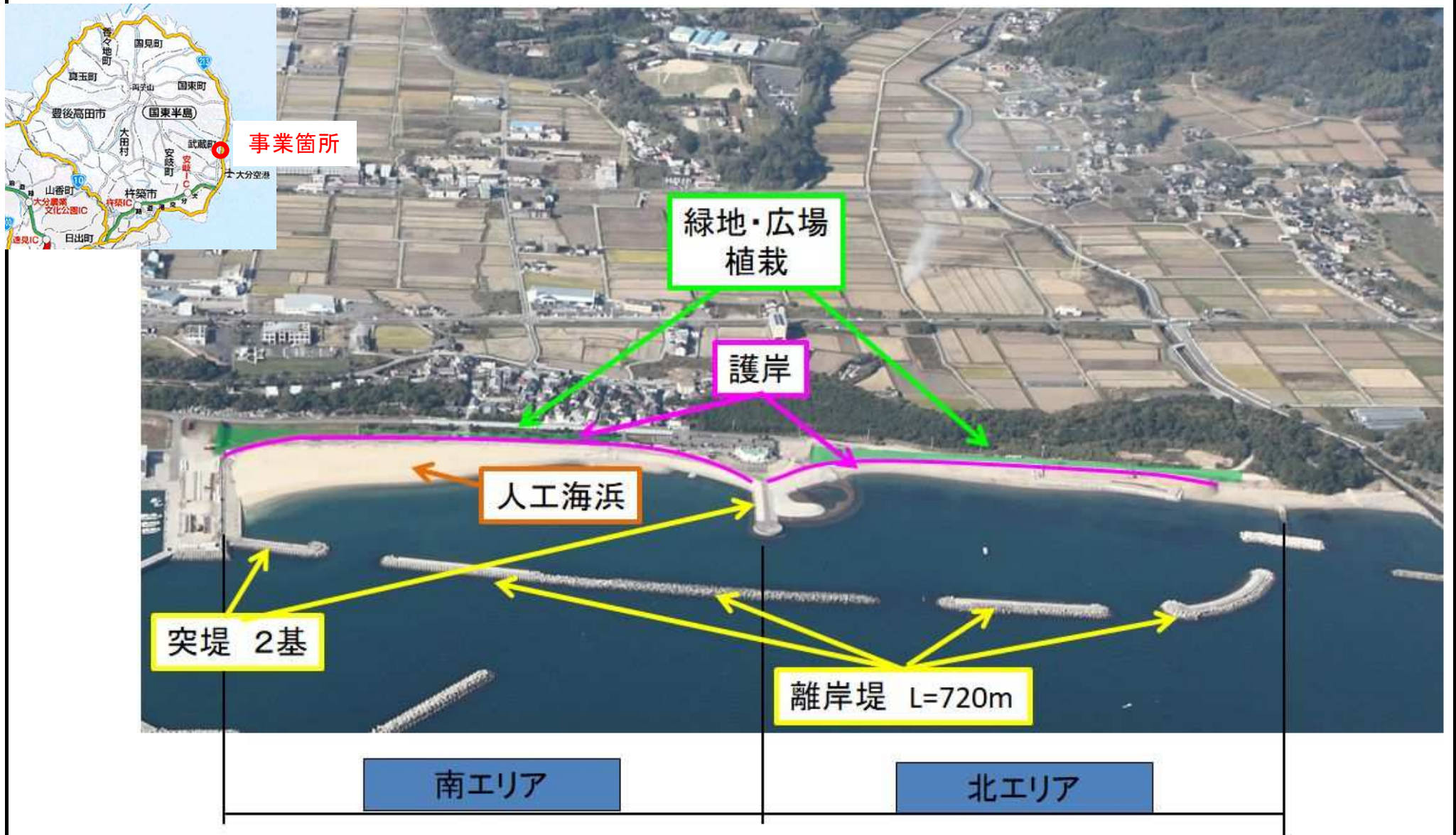
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

事後評価書

様式1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	海岸環境整備事業		くにさきこう 国東港海岸	むさし(ふじもと) 武蔵(藤本)地区		
	所在地・工区名	むさしまちうだ 国東市武蔵町内田					
	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、高潮等の越波による浸水被害の防止 ・砂浜の侵食防止 ・親水性や利便性の向上 					
	事業採択年度	採択年度: 平成3年度 (1991)	着工年度: 平成6年度 (1994)				
	全体事業概要	事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸(改良) L=850m ・離岸堤 L=720m ・飛沫防止帯 L=200m 				
		事業計画の推移		当初計画	第4回変更(H28年) (2016)	精算	
			計画期間	平成3年度～平成18年度 (1991) (2006)	平成3年度～令和元年度 (1991年) (2019)	平成3年度～令和元年度 (1991) (2019)	
			工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
			離岸堤(潜堤)	250m	539.7	250m	538.1
			突堤	3基	618.8	2基	885.1
護岸			910m	942.0	850.0m	856.5	
人工海浜(養浜)			34,000m ²	330.0	27,044m ²	309.3	
緑地・広場			14,000m ²	350.0	14,000m ²	487.8	
離岸堤			200m	625.9	470m	1,194.0	
植栽	22,000m ²		57.0	22,000m ²	30.3		
飛砂防止施設			200m	48.7			
計		3,463.4		4,349.8			
変更内容・理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の減は主に、護岸工の事業費精査による。 						
社会・経済情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月31日 市町村合併(武蔵町→国東市(安岐町+武蔵町+国東町+国見町)) ・平成22年度～ 行政刷新会議による事業仕分けにより、遊歩道、駐車場、ベンチ等のレクリエーション施設の整備が補助事業の対象から外れた。 						
事業の効果	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・波浪による越波等で背後の地域に被害が生じ、住民に不安を与えている状況であり、また、護岸敷と海浜敷との高低差が大きく、海浜へのアクセス改善の要望があることから、早急に海岸の整備を行う必要がある。 ・H9年の台風19号により、高潮・高波が発生し、飛沫が住宅にかかるなどの被害を受けている。 ・浸食傾向が著しく、昭和39年～昭和56年にかけて侵食対策事業を実施したが、依然として浸食傾向にある。 					
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ○住民生活、安全 <ul style="list-style-type: none"> ・台風、高潮等の荒波浪時による侵食及び越波災害から人命、財産の防護が図れ、民生の安定に寄与できる。 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・緩傾斜護岸や人工海浜(養浜)の整備により親しみのある海岸景観を創造できる。 ・離岸堤・突堤の消波ブロックおよび自然石を利用することにより、生物生育の場が保全・創造することができる。 ○地域社会 <ul style="list-style-type: none"> ・親水性の向上により、海水浴や環境学習など人々と自然との関わりがさらに深まり、自然から学べる文化の振興に寄与できる。 ・生物生育の場が保全・創造されることにより、地域の漁業の振興に寄与できる。 ・人工海浜(養浜)や緑地・広場の整備により人々が自然と集える空間ができ、地域の憩いの場が形成される。 					
事業の実施状況	費用便益分析	<ul style="list-style-type: none"> ・前回:総費用89.84億円、総便益121.68億円 ⇒ B/C=1.35 ・今回:総費用150.26億円、総便益228.7億円 ⇒ B/C=1.52 ・総費用の増は評価基準年の変更による事業費の増 ・総便益の増はマニュアルの改定と評価基準年の変更による便益の増 					
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・適用法令は海岸法、海岸保全施設の技術基準は海岸保全施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。 ・当海岸の特性を踏まえ、親水性や利便性に優れた面的防護方式を採用している。 					
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去する既設離岸堤、突堤の消波ブロックを、新設する離岸堤、突堤の消波ブロックに流用している。 ・埋立土砂に公共残土を用いるとともに、再生クラッシュラン等を使用している。 					
	環境等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・材料に自然石を用いている。 ・人工海浜や遊歩道の整備により、人と自然がふれあえる海岸空間となっている。 ・自然石を用いた緩傾斜護岸や人工海浜を整備することにより、特に違和感はない。 ・発生土は埋立土砂へ流用しており、残土は発生していない。 ・文化課協議の結果、「特に問題ない」との回答を得ている。 					
	事業の実効性の確認 (事業採択時からの変化の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民、地元漁協等関係者との調整、合意は済んでいる。 ・海岸保全区域指定:平成18年3月31日大分県告示第365号(最終) ・港湾隣接地域:昭和55年11月7日大分県告示第1277号 ・公有水面埋立:平成10年2月5日指令港第863号、平成16年4月1日指令港第30号 					
事業の検証	当該事業の今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人工海浜について、経年的に移動することが想定されるため、海浜の変動を踏まえたうえで、一定の維持管理により施設機能の保全を図る必要がある。 ・緑地について、憩いの場として活用し続けられるように管理する必要がある。 					
	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・背後地を防護する計画や調査だけでなく、景観や環境保全についての計画や調査を検討する必要がある。 					
	その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 					
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の完了 					
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後、越波や飛沫による被害は無く、効果が認められるため。 					

事業概要図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 海岸環境整備事業 国東港海岸 武蔵(藤本)地区					
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 平成3年度(1991)～令和51年度(2069) (期間の内訳) 事業期間 平成3年度(1991)～平成31年度(2019) 維持管理期間 令和2年度(2020)～令和51年度(2069)	離岸堤(潜堤)	250m	512,800		
	突堤	2基	846,800		
	護岸	850m	803,000		
	人工海浜(養浜)	27,044m ²	296,200		
	緑地・広場	14,000m ²	464,400		
	離岸堤	470m	1,145,800		
	植栽	22,000m ²	29,000		
	飛砂防止施設	200m	46,000		
	小計			4,144,000	
	維持管理費			1,036,000	
合計			5,180,000	割引前の総費用	
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 令和2年度(2020)～令和51年度(2069)	浸水防護便益		43,751,000		
	合計		43,751,000	割引前の総便益	
	総費用額(C)	15,026,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	22,870,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比(B/C)	22,870,000 / 15,026,000 = 1.52				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外					
<ul style="list-style-type: none"> ・侵食防止効果 ・飛沫の被害軽減効果 ・海岸景観の保全・改善効果 ・生物生息の場の保全・創出効果 ・砂浜等による海水浄化効果 ・レクリエーション等利用の維持・向上効果 ・漁業等利用効果 ・憩いの場の創出効果 					

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

港湾海岸(高潮対策)事業 事後評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	評価	具体的な内容
事業の効果	必要性	整備が必要な主たる理由	当初計画時の課題や社会情勢の変化を踏まえ、事業が必要とされた主な理由	○	波浪による越波等で背後の地域に被害が生じ、住民に不安を与えている状況であり、また、護岸敷と海浜敷との高低差が大きく、海浜へのアクセス改善の要望がある
			津波・高潮等からの防護による人命財産の安全性の確保	○	住宅地や農地、約2.6haを防護
	整備効果	事業実施により得られた効果	侵食に対する防護による国土の保全	○	地域防災計画における避難場所(藤本集会所、藤本公民館)
			海岸保全施設の機能確保	○	面的防護方式による海岸保全施設を新設し、機能を確保
			海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出	○	海へのアクセスが容易な階段状の緩傾斜護岸を採用し、親しめる環境の創出
			利用者や地元住民の評価	○	工事完了後、越波や飛沫による被害無し
事業の実施状況	費用対効果分析	費用便益分析(B/C)等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	B/C(前回)1.4 (最終)1.5 ・総費用の増は評価基準年の変更による事業費の増 ・総便益の増はマニュアルの改定と評価基準年の変更による便益の増
	工法の妥当性	工法・ルートの妥当性	当初計画からの見直し状況、経済性等の検討状況	○	当初から一部変更あり 地元の利用状況を反映させ、より効果的・経済的な計画を採用
	コスト削減	コスト削減に向けた具体的取組	コスト削減に向けた工種・工法の取組状況	○	離岸堤、突堤の消波ブロックに撤去する既設離岸堤、突堤の消波ブロックを流用
	環境等への影響	自然環境への影響	自然環境の保全や負荷軽減措置が適切であったか	○	材料に自然石を利用
			周辺の住環境への影響	○	人工海浜や遊歩道の整備により、人と自然がふれあえる海岸空間の創造
			景観への影響	○	自然石を用いた緩傾斜護岸や人工海浜を整備することにより、特に違和感はない
			残土処理の状況	○	発生土は埋立土砂に流用しており、残土の発生はない
	事業の実効性の確認 (事業採択時からの変化の状況)	地元の協力状況	地元の協力体制や当初計画時からの地元要請の変化等への対応状況	○	地元や市からの要望があり、また漁協の同意書があり
			法令等に基づく調整事項・手続き	○	海岸法、港湾法、公有水面埋立法及び自然公園法に係る各種手続きは完了済み
	事業の検証	当該事業の今後の課題	当該事業の今後の課題	今後の課題と改善措置	○
同種事業に関する今後の計画や調査のあり方		今後の計画や調査のあり方	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方への提案	○	背後地を防護する計画や調査だけでなく、景観や環境保全についての計画や調査を検討する必要あり
その他特記事項		その他特記事項	その他の課題や改善提案等	—	特になし
評価指標	評価が○の場合 → 事業の目標を達成し、事業効果が発現している。 評価に△がある場合 → 概ね事業の目標を達成しているが、課題等について今後も継続して対応が必要である。 評価に×がある場合 → 早急な対応及びフォローアップをおこなう必要がある。				

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等	防災重点農業用ため池等整備事業 ・ 竹田南部地区					
所在地・工区名	はくすい いけ 竹田市大字次倉、(小野池) 竹田市大字倉木					
事業の目的	・近年、多発する集中豪雨や地震等の災害によりため池等が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設への甚大な被害が発生することが危惧されている。 このため、防災重点農業用ため池等の防災工事を実施し、農業生産の維持や農業経営の安定を図るとともに、地域住民の暮らしの安全・安心を確保する。					
再評価基準	大分県公共事業評価実施要領 第2条(2)オ(社会経済情勢の急激な変化等) 農林水産部公共事業再評価実施要領 第3条(5)ア(大幅な事業費の増加)					
未着工・未完了の理由	・平成27年度から事業着手し、小野池の改修工事は平成29年度に完了した。白水ため池の改修工事は令和3年度の異常降雨により仮設工(仮締切)が被災し復旧等が必要となったため2年間の工期延伸が必要となっている。					
事業採択年度	採択年度: 平成27年度 (2015)	着工年度: 平成27年度 (2015)				
事業実施予定期間	当初: 平成27年度～令和元年度 (2015) (2019)	変更: 平成27年度～令和8年度 (2015) (2026)				
事業の概要	計画概要	【事業計画の概要】 ・白水ため池 取水施設工 一式 堆砂撤去工 16.6万m3 土捨場整備工 一式 仮設工(工事用道路工、仮締切工等) ・小野池 漏水対策 一式				
		当初計画(平成27年度) (2015)	第1回変更(令和元年度) (2019)	第2回変更(令和6年度) (2024)		
	計画期間	平成27年度～令和元年度 (2015) (2019)	平成27年度～令和6年度 (2015) (2024)	平成27年度～令和8年度 (2015) (2026)		
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量 金額(百万円)
	【白水ため池】					
	取水施設工	1式	154	1式	154	1式 199
	堆砂撤去工	138千m3	356	138千m3	356	166千m3 510
	土捨場整備工	1式	65	1式	65	1式 81
	仮設工	1式	209	1式	209	1式 394
	【小野池】					
	漏水対策	1式	20	1式	16	1式 16
	測量設計費	1式	120	1式	120	1式 170
	用地買収補償費	1式	26	1式	30	1式 30
	計		950		950	1,400
	変更内容・理由	事業費の増(白水ため池) ・仮設工(仮締切)の復旧工事追加による増 ・仮締切が被災したことによる流入土砂撤去費用の増 事業期間の延伸 ・仮締切の復旧及び流入土砂の追加撤去に時間を要することから2年の事業期間の延伸が必要となった				
	事業進捗の状況	白水ため池改修工事において、豪雨により仮設工が被災し、それに伴う設計見直しや復旧工事を行ったことで、事業期間の延伸が必要となっているが、令和8年度には完成予定である。 事業進捗率: 65%(令和5年度末まで)				
	事業費の推移	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%
全体(変更)		1400	単位: 百万円			
令和2年度まで (2020)		535	535	漏水対策・仮設工・堆砂撤去工・ 土捨場整備工・測量設計費・用地補償費	38.2%	
令和3年度 (2021)		48	583	仮設工・堆砂撤去工・ 土捨場整備工・測量設計・協議	41.6%	
令和4年度 (2022)		205	788	仮設工・測量設計・協議	56.3%	
令和5年度 (2023)		116	904	仮設工	64.6%	
令和6年度 (2024)		203	1107	仮設工・堆砂撤去工・ 土捨場整備工	79.1%	第2回再評価
令和7年度 (2025)		200	1307	取水施設工・仮設工・ 堆砂撤去工・土捨場整備工	93.4%	
令和8年度 (2026)	93	1400	取水施設工・仮設工・ 堆砂撤去工・土捨場整備工	100.0%		

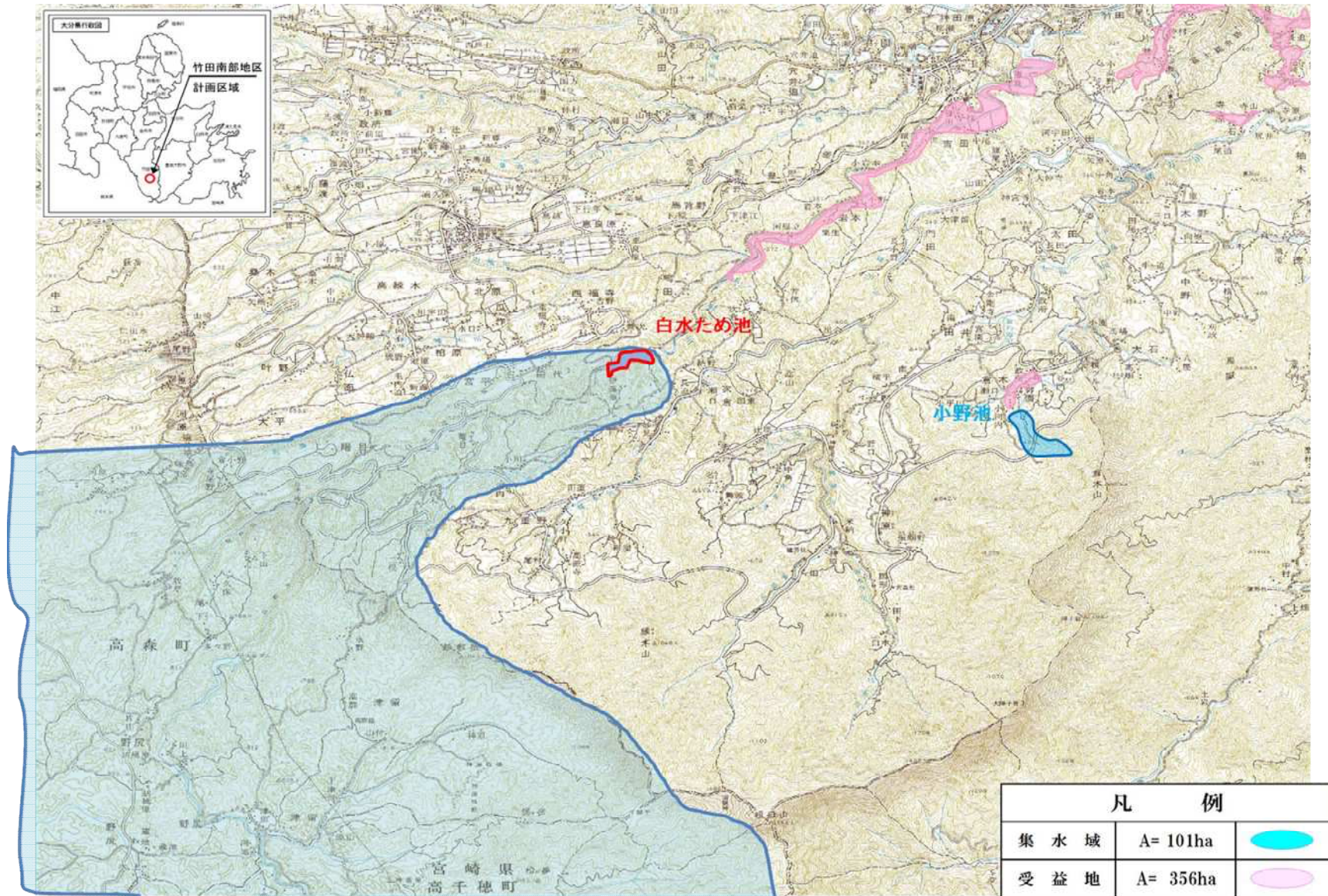
再評価書

様式2-2

事業環境の変化	現場状況の変化 (社会・経済情勢の変化)		【小野池】 ・堤体の一部で漏水が確認されるなど、堤体の安全性が損なわれていることが判明した。(H29改修済) 【白水ため池】 ・取水施設の損傷により操作不能となったため、貯留池内の堆砂が進み、農業用水の安定的な供給に支障をきたしていることに加え、堤体の不安定化が危惧される。			
	地元情勢の変化		◆前回評価時から変更はない ・地元や関係市からの要望により事業着手しており、事業実施への理解、協力は得られている。			
事業の必要性	必要性・緊急性		【小野池】 ・堤体の一部で漏水が確認されるなど、堤体の安全性が損なわれていることが判明した。(H29改修済) 【白水ため池】 ・取水施設の損傷により操作不能となったため、貯留池内の堆砂が進み、農業用水の安定的な供給に支障をきたしていることに加え、堤体の不安定化が危惧されている。 このため、ため池下流域の洪水被害防止及び農業用水の安定供給の観点から、早急な改修が必要となっている。			
	整備効果		◆前回評価時から変更はない 事業実施によりため池下流域の農地、農業施設、家屋、公共施設等への被害が解消される。 また、農業用水の安定供給が図られる。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比 (B/C)	社会的割引率	事業採択時	令和元年度 再評価時 (2019)	今回 再評価時
			4%	5.0	4.6	4.5
			2%※	-	-	5.4
		1%※	-	-	6.6	
	費用便益の分析		前回:総費用 C=13.03億円、総便益B= 59.97億円⇒B/C4.6 今回:総費用 C=25.78億円、総便益B=116.44億円⇒B/C4.5 ※ 総費用の増については、事業費の増によるもの。 ※ 増便益の増については、今回再評価時に効果額の見直しを行った結果、家屋等の被害額の単価上昇により増額となった。			
工法の妥当性		◆前回評価時から変更はない ・河川法に基づく許可を得た工法を採用している。 ・地域条件を考慮した工法を複数検討し、最も経済的な工法としている。				
コスト縮減		◆前回評価時から変更はない ・地域の条件を考慮のうえ複数の工法を検討し、最も経済的な工法としている。 ・撤去した堆砂は、全て事業地内で処理し運搬距離を最短とすることでコスト縮減を図っている。				
環境等への配慮		◆前回評価時から変更はない ・希少猛禽類のクマタカが確認されたため、工事の影響の有無を確認する影響調査を実施している。 ・撤去した堆砂は、すべて事業地内で処理し他地域への搬出は行っていない。 ・低騒音、低振動型の建設機械を使用する。 ・汚濁防止フェンス等を設置し、濁水対策を行っている。				
事業実施環境	事業の実効性		◆前回評価時から変更はない。 ・土地改良法第2条第2項第1号に基づき事業を実施している。 ・事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。			
	事業の成立性		◆前回評価時から変更はない。 ・土地改良法第2条第2項第1号に基づき事業を実施している。 ・事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。			
	事業の特殊性		◆前回評価時から変更はない。 ・ため池(河川)内工事については、河川管理者との協議・調整が必要。 ・当該施設が国指定重要文化財であることから、文化庁との協議が必要。 ・地元農家と営農時期等を考慮した工事時期の調整が必要。			
対応方針	対応方針案		・「継続」			
	理由		・ため池改修により下流域の農業被害、一般被害及び公共被害の未然防止、及び農業用水の安定供給が図られる。 ・地元の理解・協力が得られている。 以上の理由から、事業継続としたい。			

※比較のために参考とすべき値として設定した社会的割引率

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		地域ため池総合整備事業・竹田南部地区		
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H27～R46 (2015) (2064)	当該事業費	ため池整備	1,339,000	
	その他費用	資産価値＋再整備費	862,000	
(期間の内訳)				
事業期間				
H27～R8 (2015) (2026)				
維持管理期間				
H30～R46 (2018) (2064)				
	合 計		2,201,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
投資期間 H27～R46 (2015) (2064)	維持管理費節減効果		-53,000	
	災害防止効果(農業)		5,577,000	
(期間の内訳)	災害防止効果(一般資産)		6,550,000	
	災害防止効果(公共資産)		13,312,000	道路、河川等
事業期間				
H27～R8 (2015) (2026)				
維持管理期間				
H30～R46 (2018) (2064)				
	合 計		25,386,000	割引前の総便益
総費用額(C)	2,578,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	11,644,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比(B/C)	$11,644,000 / 2,578,000 = 4.51 \div 4.5$ (少数第2位計算結果を表記した後に四捨五入して、1位表示する。)			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

再評価チェックリスト（ため池整備事業）

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	想定される浸水被害に対して、家屋、農地、農業施設等を保全し住民の生命・財産を守る（変更なし）
		緊急を要する現状の課題	想定される浸水被害による人的被害	■	■	人家 床上 160戸 床下 22戸（変更なし）
			想定される浸水被害による公共施設等の被害	■	■	県道神原・玉来線、市道岩本線、市道吉中線など（変更なし）
			想定される浸水被害による農地・農業用施設等の被害	■	■	農地の流出、埋没 90ha、農業用倉庫52戸など（変更なし）
			老朽化、漏水等により所要の機能が確保されていない	■	■	小野池は対策済 白水ため池は堆砂が有効貯水量の98%を占め、土圧による堤体の不安定化が危惧されている。
	関連事業との進捗調整等	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	□	□	該当なし	
○整備効果	事業実施により得られる効果	保全人家戸数、保全人数	■	■	人家182戸（床上 160戸 床下 22戸）	
		重要な公共的施設の有無と施設名	■	■	一級河川大野川、県道神原・玉来線、市道岩本線、市道吉中線などの浸水防止	
		保全農地面積	■	■	農地被害 A=90ha	
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C 1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	B/C=当初 5.0 (>1.0)、前回評価時 4.6 (>1.0)、今回評価 4.5 (>1.0)
	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令、技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用しているか	■	■	河川法に基づく許可を得た工法を採用している。
		複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案の検討がされている	■	■	地域条件を考慮した工法を複数検討し、最も経済的な工法としている。（変更なし）
	○コスト縮減	コスト縮減に向けた具体的施策	コスト縮減に向けた工程・工法の導入	■	■	地域条件を考慮のうえ複数の工法を検討し、最も経済的な工法としている。（変更なし）
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	撤去した堆砂は、全て事業地内で処理し運搬距離を最短とすることでコスト縮減を図っている。（変更なし）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	自然環境の配慮をしている	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用している。（変更なし）
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境への配慮をしている	■	■	汚濁防止対策（ため池（河川）内工事）、低騒音、低振動型機械の採用、工事時間の遵守等。（変更なし）
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■	竹田市景観条例に基づいて実施している。（変更なし）
		残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮を行う	■	■	当初：残土処理量：138千m ³ 、残土処理地：事業地内 変更：残土処理量：166千m ³ 、残土処理地：事業地内
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護を行う	■	■	白水ため池については、国指定重要文化財のため、文化庁等と協議して事業を実施している。
事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元の協力体制、要望等	■	■	H26年8月地元からの要望書が提出されており、事業実施の理解も得られている（変更なし）
		市町村の協力体制	市町村の協力体制、支援体制	■	■	地元説明や立木補償契約に関して、市も一体となって説明・交渉等を行っている。（変更なし）
		用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	□	□	該当なし。
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	■	■	河川内の工事については河川協議済である。
	○事業の成立性	上位計画等との関連	地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	■	■	大分県地域防災計画および竹田市地域防災計画に位置付けられている。（変更なし）
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項） 事業の採択要件を満たす	■	■	土地改良法第2条第2項の1に基づき事業を実施（変更なし） 受益面積が2ha以上、事業費が4千万円以上（変更なし）
		他事業との連携	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	該当なし
	○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	■	■	河川協議により、ため池（河川）内工事の期間は非出水期（11月～5月）に制約される（変更なし）
	技術的難易度	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること	■	■	技術的に可能である。	

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。